昭和44年4月1日 公安委員会規則第1号

改正 平成9年4月公安委員会規則第6号 平成13年3月公安委員会規則第2号 平成29年6月公安委員会規則第8号 令和4年3月公安委員会規則第3号 秋田県公安委員会運営規則を次のように定める。

秋田県公安委員会運営規則

秋田県公安委員会運営規則(昭和44年秋田県公安委員会規則第1号)の一部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第45条の規定 に基づき、秋田県公安委員会(以下「委員会」という。)の運営に関して必要な事項を 定めるものとする。

(権限の行使)

- 第2条 委員会は、委員をもって組織する会議(以下「会議」という。)の議決によって 権限を行う。
- 2 委員会は、法第47条第2項の秋田県警察の事務(以下「県警察の事務」という。)に ついて、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準 拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、 警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に 関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

(会議)

- 第3条 会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。
- 2 会議は、2人以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(定例会)

第4条 定例会は、おおむね週1回、日時を定めて招集する。

(臨時会)

- 第5条 臨時会は、緊急その他必要がある場合に招集する。
- 2 委員長は、他の委員又は本部長が開催を求める場合は、臨時会を招集しなければならない。

(会議の通知)

第6条 委員長は、あらかじめ会議の招集及び必要な事項を他の委員及び本部長に通知しなければならない。

(委員外の出席)

- 第7条 本部長は、定例会及び臨時会に出席するものとする。ただし、委員長が出席を免除した場合は、この限りではない。
- 2 本部長は、必要により部下職員を会議に出席させることができる。

(委員長の代行)

第8条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(緊急の場合)

- 第9条 委員長は、緊急のため会議を招集するいとまがないとき又は招集しても会議を開くことができないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって委員会の権限を行うことができる。ただし、災害その他非常事態の発生により前段の方法によることができないときは、委員長又は委員の1人が委員会の権限を行うことができる。
- 2 前項の規定により権限を行った委員長又は委員は、次の会議においてその旨を報告しなければならない。

(会議録)

第10条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、公安委員会日誌に記載するものとする。

(事務の代行)

第11条 委員会は、別に定めるところによりその権限の属する事務の一部を本部長に代行させることができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長がこれを定めることができる。

附則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月6日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月13日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。